

一般社団法人蔵王町観光物産協会 アシスト自転車貸出規程

第1条 目的

一般社団法人蔵王町観光物産協会（以下「協会」という）は、豊かな自然を有する蔵王への観光誘客を図ると共に、来訪者等に自然環境保護を啓発するツールとして、第4条に掲げる備品を所有し、さらなる観光誘客と自然環境保護啓発を図るため、その備品を希望者に対して貸し出しするものとする。

第2条 申請

協会が所有するアシスト自転車を借用しようとする者は、下記に掲げる内容を事前に理解した上で、別紙「レンタルアシスト自転車利用申込書」を提出して協会長の許可を受けること。

第3条 貸出条件

- ①基本的に、宮城県蔵王町の周辺地域で使用する。
- ②安全に利用するように心がけること（貸出品の不具合による事由以外の怪我については、自己責任とする）。
- ③貸出品の運搬・返却は、借受者自らの責任において「蔵王町観光案内所」または「みやぎ蔵王こけし館」まで行うこと。ただし、状況により、相談に応じる。
- ④貸出・返却時に破損状況等を一度確認する。毀損した場合は、借受者の責任において修繕又は弁償すること。
- ⑤貸出時に身分証明書（運転免許証等）の提示を依頼する場合がある。
- ⑥協会が催行するアシスト自転車を使った事業と貸出期間が重複する場合は、協会催行事業を優先するものとする。

第4条 貸出備品

協会は以下の備品を所有し、希望者に貸出する（2020年10月購入）

- ・パナソニック製アシスト自転車（ハリアー）・・・5台
- ・パナソニック製アシスト自転車（ベロスター）・・・4台

第5条 貸出料金と支払い

- ① 貸出料金は有料とし、下記に掲げる使用料を納付しなければならない。
1,000円(税込)／3時間
- ②料金は、貸出時に現金にて支払うものとする。
なお、紛失・破損等による第8条に掲げる精算は、後日実費を請求する。
- ③協会の主催事業、または協会長が認めた場合は、無料で貸し出しとする。

第6条 貸出時間

- ① 貸出時間は、貸出した時点から起算して3時間ごととし、最大6時間までとする。(当日16:00まで返却すること)
- ② 原則として日を連続しての貸し出しはしないこととする。

第7条 貸し出し利用の注意事項

- ① 酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- ② 危険箇所・不適切な場所での利用
- ③ 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- ④ 自転車又は付属品の改造等による現状の変更
- ⑤ 利用申込者以外の第三者に使用させること
- ⑥ 公序良俗に違反する利用

第8条 破損・紛失

使用者の非による破損・紛失などが生じた場合、補修費用の実費を弁済保証するものとする。

第9条 未返却に係る弁償

返却予定日を1日過ぎて、無連絡、または故意に返却をされない場合は、貸出品の実費を請求する。

第10条 その他

本規程にない諸状況が発生した場合は、協会と借受者側で相談するものとする。

○この規程は、令和3年4月1日より施行する。